

**向日市  
ファミリーサポートセンター会則**

**(名称)**

第1条 本会は、向日市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

**(事務所)**

第2条 センターは、事務所を向日市寺戸町東野辺31番地に置く。

**(センターの目的)**

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の育児に関する援助活動を行うことにより、子育て世帯が抱える多様なニーズへの対応を図り、安心して子育てができるような環境づくりに努めるとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

**(センターの組織)**

第4条 センターは、次に掲げる人により組織する。

- (1) 所長
- (2) アドバイザー
- (3) 会員

**(センターの業務)**

第5条 センターは次の業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関する業務
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関する業務
- (3) 相互援助活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) 広報に関する業務
- (7) その他センターが必要と認める業務

**(アドバイザー)**

第6条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センター事業の内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 会員の総括
- (4) 会員の相互援助活動の調整
- (5) 会員間のトラブルへの助言
- (6) 会員に対する講習会及び交流会の実施
- (7) センターの経理事務等の事務運営
- (8) その他センターの運営に必要な業務

**(会員資格)**

第7条 会員は、センターの目的及び相互援助活動の意義を理解し、所長の承認を受け、登録された者とする。

2 援助会員は、向日市に居住し、育児の援助を行うことを希望する者のうちセンターが実施する講習を受講した者とする。

3 依頼会員は、向日市に居住又は勤務する者で、生後2か月から小学6年生以下の児童を有し、育児の援助を受けることを希望する者とする。

4 援助会員と依頼会員は、相互に兼ねることができる。

#### (入会及び会員証)

第8条 センターの会員になろうとする者は、所定の申込書（別記第1号様式又は第2号様式）を提出し、承認を受けなくてはならない。

2 所長は、前項の申込者が会員として適当と認めるときは、承認及び登録をし、会員証（別記第3号様式又は第4号様式）を発行する。

3 会員証の有効期限は、発行日から5年間とし、これを更新することができる。

#### (会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失する。

(1) 所定の退会届（別記第5号様式）により、所長が退会の申し出を受理したとき。

(2) 援助会員が向日市外に転出したとき

(3) 依頼会員が向日市外に転出又は向日市内での勤務を終了したとき。

(4) 依頼会員が生後2か月から小学6年生以下の登録児童を有しなくなったとき。

2 所長は、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 虐待や不適切な行為等、会員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 会員が次条に定める事項に違反したとき。

3 会員は、資格を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

#### (会員の業務)

第10条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報保護について十分配慮し、相互援助活動を通じて知り得た情報を他に漏らさないこと。退会後も同様とする。

(2) 相互援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋又は宗教活動を行わないこと。

(3) 入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに所長に届け出ること。

2 相互援助活動を実施する援助会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 相互援助活動中の児童の安全確保に努めること。

(2) 相互援助活動中の児童に異常を認めるときは、その依頼会員に連絡するとともに状況に応じた適切な処置をとること。

(3) 相互援助活動中は常に会員証を携帯し、依頼会員その他関係者から請求があったときは、これを掲示すること。

(4) 相互援助活動を実施したときは、援助活動報告書（別記第6号様式）を作成し、依頼会員の確認を受けること。

(5) 援助活動報告書は、活動月の翌月速やかにアドバイザーに提出すること。

3 依頼会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用が不確定な予約及び予約の解除は慎むこと。

(2) 援助会員に次条に規定する相互援助活動以外の活動を要求しないこと。

- (3) 事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかに援助会員に連絡すること。
- (4) 相互援助活動終了後に活動費及び実費を援助会員に支払うこと。
- (5) 相互援助活動に必要な物品等は、原則として依頼会員が準備すること。
- (6) 相互援助活動終了後は、援助活動報告書を確認し、氏名を自署すること。

#### (相互援助活動の内容及び対象)

第11条 相互援助活動は、1時間を単位とし、次の活動を行う。

- (1) 保育施設の保育開始前や保育終了後の児童の預かり
  - (2) 保育施設等までの送迎
  - (3) 留守家庭児童会終了後の児童の預かり
  - (4) 学校の放課後の児童の預かり
  - (5) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際の児童の預かり
  - (6) 買い物等外出の際の児童の預かり
  - (7) その他会員の育児にセンターが必要と認める援助
- 2 児童を預かる場所は、会員の自宅や地域子育て支援拠点等、児童の安全が確保できる場所とし、会員同士の合意により決定すること。
- 3 同時に複数の依頼会員に対し、相互援助活動を行ってはならない。ただし、会員同士の合意が得られた場合はこの限りではない。
- 4 相互援助活動の対象は、依頼会員が登録した生後2か月から小学6年生以下の児童とする。ただし、援助会員が対象児童の状況等により相互援助活動が困難と判断したときは、相互援助活動の対象から除くことができる。

#### (相互援助活動の申し込み及び調整)

第12条 依頼会員は、援助を受けようとするときは、アドバイザーに対し、援助の依頼の申し込みをするものとする。

- 2 アドバイザーは、依頼会員の求める相互援助活動の条件に合う援助会員を紹介するものとする。
- 3 アドバイザーは、前項の規定により相互援助活動の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。
- 4 相互援助活動の実施にあたっては、紹介を受けた援助会員と依頼会員とで、援助の内容等について事前に協議及び確認しなければならない。

#### (活動費)

第13条 援助を受けた依頼会員は、相互援助活動終了後、援助会員に活動費を現金で支払わなければならない。

- 2 活動費の基本金額は、別表によるものとする。
- 3 活動費の基礎となる時間については、援助会員が相互援助活動を開始したときから、依頼会員又は依頼会員が指定する人へ児童を引き渡したときまでの時間とする。
- 4 計算した時間が、1時間未満のときは1時間とし、1時間を超え1時間未満に端数があるときで、その端数が30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。
- 5 0.5時間にあたる活動費の金額は、別表に定める額の2分の1の金額とする。
- 6 同一の援助会員にきょうだいを複数同時に預ける場合は、2人目からは別表に定める額の2分の1の金額とする。

- 7 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って立て替えた実費を負担しなければならない。
- 8 援助を受けた依頼会員は、援助会員が相互援助活動に伴って自家用車を使用した場合、燃料費を支払わなければならない。

#### (取消料)

- 第14条 依頼会員は、援助の申し込み後、相互援助活動の実施当日に、その申し込みを取り消した場合は、取り消した開始予定時間から1時間活動した活動費に相当する金額を取消料として、援助会員に支払わなければならない。
- 2 予定していた相互援助活動を依頼会員が無断で取り消した場合は、相互援助活動の予定をしていたすべての時間活動した活動費に相当する金額を取消料として、援助会員に支払わなければならない。

#### (保険加入及び対応)

- 第15条 相互援助活動に起因する事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。
- 2 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険（以下「補償保険」という。）に一括して加入し、前項の損害の補償については補償保険の補償の範囲内とする。
  - 3 補償保険料は、センターが全額負担する。

#### (補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。  
 この会則は、平成28年4月1日から施行する。  
 この会則は、平成30年10月1日から施行する。  
 この会則は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別 表

利用区分	活動費
平日（月～金） 午前7時～午後8時	児童1人につき 1時間当たり 700円
平日（月～金） 上記以外の時間帯	児童1人につき 1時間当たり 800円
土・日・祝日 12月29日から1月3日まで	児童1人につき 1時間当たり 800円